



2020年5月14日

各 位

会社名 三井化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋本 修
(コード番号 4183 東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 井上 純一
(TEL. 03-6253-2100)

会社名 株式会社アーク
代表者名 代表取締役社長 小守谷 敦
(コード番号 7873 東証第1部)
問合せ先 執行役員管理本部長 大村 俊博
(TEL. 06-6260-1040)

三井化学株式会社による株式会社アークの簡易株式交換による完全子会社化
及び三井化学株式会社による完全子会社である株式会社エムシーインベストメント01の
吸收合併(簡易合併・略式合併)に関するお知らせ

三井化学株式会社（以下「三井化学」といいます。）及び株式会社アーク（以下「アーク」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、三井化学を株式交換完全親会社とし、アークを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、三井化学においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに、アークにおいては、2020年6月26日に開催予定のアークの定時株主総会の決議による承認を受けた上で、2020年8月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日（2020年8月1日（予定））に先立ち、アークの普通株式（以下「アーク株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、2020年7月30日付で上場廃止（最終売買日は2020年7月29日）となる予定です。

また、三井化学は、本日現在、三井化学の完全子会社である株式会社エムシーインベストメント01（以下「エムシーインベストメント01」といいます。）を通じて間接的にアーク株式を保有しておりますが、本株式交換の効力発生に先立ち、2020年7月31日を効力発生日として、三井化学を吸收合併存続会社とし、エムシーインベストメント01を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを、本日開催の三井化学における取締役会において決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本株式交換は、本合併の効力が生じていることを条件として効力が発生するものとされております。

なお、本合併は、三井化学の完全子会社を対象とする吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

1. 本株式交換の目的

三井化学は、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して高品質の製品とサービスを顧客に提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業グループ理念として掲げ、経済軸、環境軸、社会軸が結びついた社会課題解決への取り組みにより、事業活動を通じた社会貢献を目指しております。また、目指すべき企業グループ像として、「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」を掲げております。

2025年度を見据えた長期経営計画では、「環境と調和した共生社会」「健康・安心な長寿社会」及び「地域と調和した産業基盤」の実現を三井化学グループが貢献すべき社会課題と捉え、「モビリティ」、「ヘルスケア」、「フード&パッケージング」、「次世代事業」及び「基盤素材」の5つの事業領域において、より良い未来社会の実現に向けて取り組んでおります。特に「モビリティ」領域においては、市場ニーズの高度化・多様化が進んでおり、素材メーカーは市場を先回りし、単なる材料提案ではなく、作って見せること、デザイン性まで含めたソリューションとしての材料・部材の組合せ提案が求められています。このような顧客ニーズを踏まえ、三井化学は自動車の軽量化や安全性の向上に対応した材料提案以外も含めたソリューションの提供を可能にするため、様々な施策を実施してまいりました。今後も、既存事業と設計・解析・評価・試作機能等を掛け合わせたソリューションの提供を進めることで競争力を強化し、モビリティ分野での事業をさらに拡大させていきたいと考えております。

一方、アークは、1948年の創業以来、自動車を始めとするあらゆる業界において、商品企画やデザイン、製品設計、解析エンジニアリング、試作、金型の設計・製造・メンテナンス及び小ロット成形品の生産・販売等、幅広いサービスを提供する開発支援企業です。これらの幅広いサービスや機能と優れた解析・加工技術等を保有する強みを活かし、2019年に策定した全社戦略「ARRK Challenge 2019」に基づき、顧客のイノベーションの実現をワンストップで支援する、信頼できるパートナーとなることを目指して取り組んでおります。近年、自動車産業ではCASE (Connected (コネクティッド)、Autonomous/Automated (自動化)、Shared (シェアリング)、Electric (電動化)) と呼ばれる新たな技術変革の波等の急速な市場環境の変化の中で、顧客より、設計から量産開発まで一気通貫した提案が求められています。また、ロボット、ドローン、ヘルスケア等の成長領域でも、同様に商品企画や設計から生産までの幅広い範囲でワンストップでのソリューション提案が求められていることに加え、技術革新を契機に新たな企業がこれらの市場に参入しており、その競争環境はますます厳しさを増しております。アークでは、このような市場環境の急速な変革を踏まえ、顧客のニーズに応じたパッケージソリューションの開発・提供により、ビジネスポートフォリオの変革と企業体質の強化を図っていきたいと考えております。

三井化学は、三井化学とアークが両社の強みを融合することで、国内外で相互に事業を拡大でき

るとの認識のもと、三井化学が設立したエムシーインベストメント01を通してアークに対し公開買付けを行い、2018年1月24日に三井化学がアークを連結子会社といたしました。その後、三井化学の素材の知識、アークの自動車向け開発支援の知見という各々の得意分野を融合し、両社のチャネル・技術を活用することで、総合力を駆使したソリューション提案、両社における顧客基盤の更なる拡大や周辺新事業の創出が可能となり、持続的な成長を共に実現できると考え協業を進めてまいりました。実際に、三井化学及びアーク間での情報連携、共同での顧客訪問やプロジェクト、相互拠点の活用等によって協業が進みつつあります。

他方、三井化学及びアークは双方ともに個別の中長期経営計画を掲げ、独立した上場企業として運営されています。特にコーポレート・ガバナンスに対する意識が高まり、例えば2019年6月に「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」が経済産業省により公表されるなど、上場子会社のガバナンス体制の公正性・透明性がより一層要請される中で、三井化学グループ及びアークが協働するためには支配株主である三井化学とアークの少数株主間の構造的利害相反関係を解消するための一定の手続きを実施する必要があり、そのため、両社の戦略の共通化、連携の更なる深化、技術や人材交流等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化等に、一定の制約が生じております。しかしながら、自動車産業全体を揺るがす急速な市場環境の変化の中で、刻々と変化する顧客ニーズに迅速に対応するためには、両社によるより強固な連携が不可欠であり、グループの総力を挙げた迅速かつ円滑なソリューション提案が可能な体制へ移行することが望ましいと考えております。なお、2018年1月時点では、化学メーカーである三井化学にとって、開発支援事業はなじみが薄く、三井化学が化学業界の基準でアークを直接経営することはアークの事業価値の向上に繋がらないと考え、アークは独立性を維持した状態での経営を継続しておりました。一方で、連結子会社化後2年間において、三井化学内でのアーク以外のソリューション事業強化における取組みを進めたこともあり、開発支援事業に対する三井化学の理解度は高まっているものと考えており、アークを三井化学グループにおいて他のグループ会社と一体として経営していく体制へ移行する素地が整ってきているものと認識しております。以上を踏まえ、三井化学とアークのシナジーを最大限発揮し、顧客へのソリューション提供力を強化することで両社の企業価値を向上させていくため、アークが三井化学の完全子会社となり、三井化学の中長期的視点に基づいたグループ一体としての機動的な意思決定、人的・財務的経営資源の効率的な配分、両社間の緊密なコミュニケーションによる協業促進を可能とする体制に移行するべきと考え、2019年11月下旬、アークに対して本株式交換の申入れ（以下「本申入れ」といいます。）を行いました。

一方、アークにおいては、三井化学による連結子会社化以降、①三井化学グループの持つ素材に関する知見や分析データを活用することによる設計・解析能力の向上、②三井化学グループの次世代素材等に関する研究開発成果にアクセスすることによる試作事業の提案力強化、③三井化学グループとの連携による金型事業の高付加価値化等の施策を通じて企業価値向上に努めて参りました。こうした取り組みが順調に進捗してきた一方で、上記のとおり、自動車産業におけるCASEと言われる変革はもとより、生産性及び安全性の向上や軽量化・コストダウンに資する素材・材料への需要の高まり、製品開発の様々な場面におけるデジタル化やAI化の進行等、事業環境の変化は急速に進んでおり、またこれらを踏まえた顧客におけるワンストップでのソリューション提案を求めるニーズも高まっております。このような急速に多様化・高度化する市場環境の変化及び顧客のニーズに

スピード感をもって対応し更なる成長を実現するためには、三井化学との協業体制をより一層深化させることを含む抜本的な措置を講ずることにより事業競争力を強化する必要があるとの考えに至りました。

こうした状況下、アークは三井化学からの本申入れを受け、三井化学との兼務者や三井化学の出身者ではない役員及び従業員のみで構成されるプロジェクトチームにて、完全子会社化によるメリット・デメリットにつき検討を行いました。その結果、アークとしては三井化学の完全子会社となり、三井化学による連結子会社化以降培ってきた信頼関係をベースとしてグループ一体となった協業体制を深化させることができ、アークの企業価値向上に資するとの認識に至りました。

三井化学及びアークは、その後協議を重ね、アークを三井化学の完全子会社とすることで、三井化学の中長期的視点に基づいたグループ一体としての機動的な意思決定、人的・財務的経営資源の効率的な配分、両社間の緊密なコミュニケーションによる協業促進が可能となることなどを通じて、三井化学の企業価値向上のみならず、アークの企業価値向上のためにも有益であるとの結論に至りました。

具体的には、三井化学がアークを完全子会社化することにより三井化学グループが享受できるメリットとして以下を想定しております。

- ①既に進行している金型事業における連携強化、欧州における事業機会の拡大、共同開発による研究開発推進等、長期的なシナジーの実現に向けた取り組みの加速化
- ②経営資源の効率的配分による三井化学グループ一体でのトータルソリューション提供力の強化

一方、アークが享受できるメリットとして以下を想定しております。

- a) 三井化学グループの次世代素材や異種材料接合技術に関する知見、品質管理・知財ノウハウを活用することによる、サービスやソリューション提供力の更なる強化
- b) 三井化学グループの最新技術を従来以上に活用することによる、設計・解析力や製品開発力の強化
- c) 三井化学をはじめとする三井化学グループ各社との顧客基盤・グローバルネットワークの共有による販路拡大等の事業機会の増加
- d) 三井化学をはじめとする三井化学グループ各社との人材交流の更なる促進によるノウハウ共有の深化及び人材の育成
- e) 上場廃止に伴い、少数株主の皆様の利害に配慮した短期的な収益を重視したものではなく長期的な視点に基づく事業運営が可能となること及び意思決定の迅速化
- f) 上場維持コストの解消

以上の認識のもと、両社において株式交換比率を含む本株式交換に係る諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、本日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、本日、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

| | |
|------------------------|------------|
| 本株式交換契約承認時株主総会基準日（アーク） | 2020年3月31日 |
|------------------------|------------|

| | |
|-------------------------|----------------|
| 本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社） | 2020年5月14日 |
| 本株式交換契約締結日（両社） | 2020年5月14日 |
| 本株式交換契約承認定時株主総会開催日（アーク） | 2020年6月26日（予定） |
| 最終売買日（アーク） | 2020年7月29日（予定） |
| 上場廃止日（アーク） | 2020年7月30日（予定） |
| 本株式交換の効力発生日 | 2020年8月1日（予定） |

- (注1) 本株式交換は、三井化学においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。
- (注2) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。
- (注3) 本株式交換は、本合併の効力が生じていることを条件として効力が発生するものとされております。

(2) 本株式交換の方式

三井化学を株式交換完全親会社、アークを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、三井化学においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けずに、アークにおいては、2020年6月26日に開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

| | 三井化学 (株式交換完全親会社) | アーク (株式交換完全子会社) |
|-----------------|--------------------------|--------------------|
| 本株式交換に係る割当比率 | 1 | 0.0511 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 三井化学の普通株式：5,299,076株（予定） | |

(注1) 株式の割当比率

アークの普通株式1株に対して、三井化学の普通株式（以下「三井化学株式」といいます。）0.0511株を割当交付いたします。ただし、三井化学が保有するアーク株式（本日現在301,326,396株（※））については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約の締結日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、三井化学又はアークの株価、財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合は、三井化学及びアークで協議し合意の上、変更することがあります。

（※）本日現在において、アーク株式を直接保有しているのは三井化学の完全子会

社であるエムシーインベストメント 01 ですが、下記 5. 「本合併の要旨」のとおり、本株式交換の効力発生に先立ち三井化学がエムシーインベストメント 01 を吸収合併することにより、本株式交換の効力発生日時点においては、三井化学がアーク株式を直接保有することとなる予定です。

(注 2) 本株式交換により交付する三井化学株式数

三井化学は、本株式交換に際して、本株式交換により三井化学がアークの発行済株式（ただし、三井化学が保有するアーク株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるアークの株主（ただし、三井化学を除きます。）に対して、その保有するアーク株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の三井化学株式を割当交付いたします。

なお、アークは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までにアークが保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってアークが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、アークによる自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

また、本株式交換に際して交付する三井化学株式は、全て三井化学が保有する自己株式（2020 年 3 月 31 日現在：13,557,163 株）を充当する予定であり、三井化学が新たに株式を発行することは予定しておりません。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、三井化学の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなるアークの株主の皆様においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、三井化学の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び三井化学の定款の規定に基づき、三井化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、三井化学に対し、自己の保有する三井化学の単元未満株式と合わせて 1 単元（100 株）となる数の三井化学株式を売り渡すことを請求し、これを三井化学から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（100 株未満の株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、三井化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、三井化学に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、アークの株主の皆様に交付される三井化学株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるも

のとします。)に相当する数の三井化学株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなるアークの株主の皆様に現金でお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三井化学の完全子会社となるアークは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

三井化学及びアークは、本株式交換に用いられる上記2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、三井化学はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、アークは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に認定しました。

三井化学においては、下記3. (4) 「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、三井化学の第三者算定機関であるみずほ証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、三井化学がアークに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、三井化学の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、アークにおいては、下記3. (4) 「公正性を担保するための措置」及び3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、アークの第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、アークが三井化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である三井化学との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」とい）、その詳細については、下記3. (5) 「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）からの指示、助言並びに2020年5月13日付で受領した答申書（以下「本答申書」とい）、その概要については、下記10. (3) 「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、三井化学との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記3. (2) ②「算定の概要」に記載のとおり、株式交換比率は、市場株価分析及び類似企業比較分析の算定結果の上限値を超える、かつ、DCF分析の算定結果

の範囲内であることから、合理的な水準といえることも踏まえ、アークの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至りました。以上のような協議・検討等を踏まえ、アークにおいて、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

三井化学及びアークは、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催の三井化学及びアークの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、本株式交換契約の締結日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、三井化学又はアークの株価、財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合は、三井化学及びアークで協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

三井化学のファイナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券及びアークのファイナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、いずれも三井化学及びアークから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

みずほ証券は、三井化学及びアークについて、三井化学及びアークいずれの普通株式についても東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（2020年5月13日を算定基準日とし、算定基準日以前の1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の平均値）を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定を行いました。

なお、みずほ証券による株式交換比率算定書は、三井化学の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価手法による三井化学株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の評価レンジ |
|---------|---------------|
| 市場株価基準法 | 0.0369～0.0442 |
| DCF法 | 0.0256～0.0517 |

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提とし、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としています。また、みずほ証券の株式交換比率の算定は、2020年5月13日現在までの情報及び経済条件を前提としたものです。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした三井化学及びアークの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、三井化学については、営業利益において、2021年3月期に前年度に対して3割以上の大幅な減益を見込んでおります。これは、新型コロナウィルス感染症拡大の影響に端を発した足元の経済状況の不確実性増大を考慮し、各セグメントの販売数量の減少等を織り込んだためです。また、2022年3月期に前年度に対して3割以上の大幅な増益を見込んでおります。これは、2021年3月期に織り込んだ経済状況の不確実性増大による一時的な減益要因の剥落に伴う回復を見込んでいるためです。アークについては、営業利益において、2021年3月期に前年度に対して3割以上の大幅な減益を見込んでおります。これは、新型コロナウィルス感染症拡大の影響に端を発した足元の経済状況の不確実性増大を考慮し、各セグメントの販売数量の減少等を織り込んだためです。また、2022年3月期に前年度に対して3割以上の大幅な増益を見込んでおります。これは、2021年3月期に織り込んだ経済状況の不確実性増大による一時的な減益要因の剥落に伴う回復を見込んでいるためです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三井化学及びアークについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を、それぞれ採用し、算定を行いました。

各評価手法による三井化学株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|----------|---------------|
| 市場株価分析 | 0.0369～0.0442 |
| 類似企業比較分析 | 0.0227～0.0369 |
| DCF分析 | 0.0314～0.0594 |

市場株価分析では、両社について、2020年5月13日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における両社株式のそれぞれの算定基準日の終値、算定基準日までの直近1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

類似企業比較分析では、三井化学について、三井化学と比較的類似性があると想定される類似上場会社として、総合化学企業のうち、事業内容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、株式会社三菱ケミカルホールディングス、住友化学株式会社、旭化成株式会社を選定したうえで、EBITDAマルチプルを用いて、三井化学の企業価値を分析しております。アークについては、アークと比較的類似性があると想定される類似上場会社として、デザイン・設計・解析関連企業、金型関連企業、プレス関連企業のうち、事業内容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、株式会社アビスト、パンチ工業株式会社、株式会社ニチダイ、東プレ株式会社、株式会社ジーテクト、ユニプレス株式会社を選定したうえで、EBITDAマルチプルを用いて、アークの企業価値を分析しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.0227～0.0369として算定しております。

DCF分析では、三井化学について、三井化学が作成した2020年3月期から2023年3月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、合理的と考えられる前提に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値を評価しております。なお、割引率は3.00%～4.00%を使用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法を採用し、EBITDAマルチプルを6.0倍～7.0倍として分析しております。アークについては、アークが作成した2020年3月期から2026年3月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値を評価しております。なお、割引率は4.00%～5.00%を使用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法を採用し、EBITDAマルチプルを5.0倍～7.5倍として分析しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.0314～0.0594として算定しております。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が算定の前提とした三井化学及びアークの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、三井化学及びアークの当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式交換比率の分析は、アークの取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本株式交換に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使又はその他の行動につき、アーク又は三井化学の株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、分析にあたり、既に公開されている情報又はアーク若しくは三井化学によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、アーク及び三井化

学の将来の財務状況に関する現時点での入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、アーク及び三井化学の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はアーク又は三井化学の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、その株式交換比率算定書の算定期日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以後に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び同書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、同書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。

株式交換比率算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、アーク又は三井化学の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件に関し、アークのファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本株式交換の公表及び完了を条件としています。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2020年8月1日（予定）をもって、アークは三井化学の完全子会社となり、アーク株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、所定の手続を経て、2020年7月30日付で上場廃止（最終売買日は2020年7月29日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所においてアーク株式を取引することはできません。

本株式交換の対価である三井化学株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても東京証券取引所において取引が可能であることから、アーク株式を1,957株以上保有し本株式交換により三井化学の単元株式数である100株以上の三井化学株式を割当交付されるアークの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、1,957株未満のアーク株式を保有するアークの株主の皆様には、三井化学の単元株式数である100株に満たない三井化学株式が割当交付されるため、当該株式は金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買増請求又は単元未満株式の買取請求の制度を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記2.(3)の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2.(3)の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、アークの株主の皆様は、最終売買日である2020年7月29日（予定）までは、東京証券取引所においてその保有するアーク株式を従来どおり取引することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

三井化学はエムシーインベストメント01を通じて既にアークの発行済株式数(409,770,388株)から自己株式数(4,743,867株)を減じた株式数の74.40%に相当する301,326,396株のアーク株式を保有する(2020年3月31日現在)同社の親会社であり、本株式交換は、支配株主による従属会社の買収に該当するため、三井化学及びアークは、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

三井化学は、三井化学及びアークから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2020年5月14日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、三井化学は、みずほ証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

一方、アークは、両社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、2020年5月13日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、アークは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

三井化学は、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、アークは、両社から独立した法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所及びTMI総合法律事務所は、三井化学及びアークから独立しており、三井化学及びアークとの間に重要な利害関係を有しております。

(5) 利益相反を回避するための措置

三井化学はエムシーインベストメント01を通じて既にアークの発行済株式数(409,770,388株)から自己株式数(4,743,867株)を減じた株式数の74.40%に相当する301,326,396株のアーク株式を保有する(2020年3月31日現在)同社の親会社であり、本株式交換は、支配株主による従属会社の買収に該当するため、アークは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① アークにおける利害関係を有しない特別委員会からの意見書の取得

アークは、2019年11月下旬の三井化学からの本申入れを受け、本株式交換を含む三井化学によるアークの完全子会社化に係る取引（以下「本取引」といいます。）に係るアークの意思決定に慎重を期し、また、アーク取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本取引を行う旨の決定をすることがアークの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2020年1月29日、いずれも、三井化学との間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、アークの社外取締役である高井伸太郎氏（高井＆パートナーズ法律事務所弁護士）並びにアークの社外監査役である山田庸男氏（弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士）及び中田貴夫氏（中田公認会計士事務所公認会計士）の3名によって構成される本特別委員会を設置し、本取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引によりアークの少数株主に交付される対価の妥当性、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引がアークの少数株主にとって不利益であるか否か（以下総称して、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

本特別委員会は、2020年1月29日から2020年5月12日までに、会合を合計9回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、アークが選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、アークからは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となるアークの事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、三井化学に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、三井化学から本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、株式交換比率に関する考え方等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、アークのリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から本取引に係るアークの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、三井化学に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、アークは、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGS」といいます。）に対して三井化学に対する財務・税務デュー・ディリジェンス（アークにて予め三井化学及びアークとの間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）の実施を依頼し、本特別委員会は、AGSより財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答及び追加調査の指示等を行いました。加えて、アークのファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関の三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びTMI総合法律事務所の助言を受け、

株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について隨時報告を受け、必要に応じて指示したり、本特別委員会が自ら三井化学との直接交渉を実施したり、三井化学に対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、三井化学との交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本取引に係る決定は、アークの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の本答申書を、2020年5月13日付で、アークの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、下記10.(3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

② アークにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催のアークの取締役会においては、アークの取締役6名のうち、下郡孝義氏は三井化学の取締役専務執行役員を、小守谷敦氏は三井化学の執行役員待遇嘱託を、石井俊光氏は三井化学のモビリティ事業本部ソリューション事業管理室長を、それぞれ兼任していることから、利益相反を回避する観点から、(i) 下郡孝義氏、小守谷敦氏及び石井俊光氏を除く他の3名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、(ii) 取締役会の定足数を確保する観点から、下郡孝義氏、小守谷敦氏及び石井俊光氏を加えた6名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。また、上記の取締役会には、監査役3名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、利益相反を回避する観点から、下郡孝義氏、小守谷敦氏及び石井俊光氏は、アークの立場で本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

4. 本合併の目的

エムシーインベストメント01は、三井化学が設立した完全子会社であり、公開買付けを通じたアーク株式の取得及び所有することを主たる目的として2017年11月に設立された株式会社です。

本日現在、アーク株式を直接保有しているのはエムシーインベストメント01であり、三井化学は、エムシーインベストメント01を通じて間接的にアーク株式を保有しておりますが、本株式交換を行うに先立って、三井化学がアーク株式を直接保有する状態とする目的として、本合併を行うものであります。

5. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

| | |
|-------------|----------------|
| 取締役会決議日 | 2020年5月14日（本日） |
| 契約締結日 | 2020年5月14日（本日） |
| 合併期日（効力発生日） | 2020年7月31日（予定） |

(注) 本合併は、三井化学においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併で

あり、エムシーインベストメント 01においては会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式合併であるため、いずれも合併契約承認の株主総会を開催いたしません。

(2) 本合併の方式

三井化学を吸収合併存続会社、エムシーインベストメント 01 を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います。

(3) 本合併に係る割当ての内容

三井化学の完全子会社との合併であるため、本合併による株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債の取扱い

該当事項はありません。

6. 本株式交換及び本合併の当事会社の概要（2020 年 3 月 31 日時点）

(1) 本株式交換の当事会社の概要

| | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 |
|------------------|---|----------------------------|
| (1) 名 称 | 三井化学株式会社 | 株式会社アーク |
| (2) 所 在 地 | 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 | 大阪市中央区南本町二丁目 2 番 9 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 淡輪 敏 | 代表取締役社長 小守谷 敦 |
| (4) 事 業 内 容 | 化学製品の製造、加工及び販売並びにそれに附帯関連する業務等 | 新製品開発に関するトータルサービス |
| (5) 資 本 金 | 125,298 百万円 | 2,000 百万円 |
| (6) 設 立 年 月 日 | 1955 年 7 月 1 日 | 1968 年 12 月 10 日 |
| (7) 発 行 済 株 式 数 | 204,580,115 株 | 409,770,388 株 |
| (8) 決 算 期 | 3 月 31 日 | 3 月 31 日 |
| (9) 従 業 員 数 | (連結) 17,979 名 | (連結) 3,883 名 |
| (10) 主 要 取 引 先 | 化学品卸、化学品メーカー 等 | 自動車部品卸、自動車部品メーカー、自動車メーカー 等 |
| (11) 主 要 取 引 銀 行 | 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社山口銀行 農林中央金庫 | 株式会社三菱 UFJ 銀行 株式会社みずほ銀行 |
| (12) 大株主及び持株比率 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 9.37% | 株式会社エムシーインベストメント 01 74.40% |
| | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 9.07% | OPI・11 株式会社 9.96% |

| | | | |
|----------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4） | 2.66% | MSIP CLIENT SECURITIES | 1.53% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7） | 2.29% | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 0.85% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 1.89% | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 0.84% |

(13) 当事会社間の関係

| | |
|-------------|---|
| 資本関係 | 三井化学はアークの発行済株式総数（自己株式を除く。）の74.40%に相当する301,326,396株を保有しております。 |
| 人的関係 | 三井化学の出身者4名がアークの取締役又は監査役に就任しております。 |
| 取引関係 | 三井化学及びアークは、共同で研究開発を行っております。 アークは三井化学に対し、試作や解析等のサービス提供を行っております。 |
| 関連当事者への該当状況 | アークは三井化学の連結子会社であり、アークと三井化学は相互に関連当事者に該当します。 |

(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績

(単位：百万円)

| 決算期 | 三井化学（連結） | | | アーク（連結） | | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2020年3月期 | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2020年3月期 |
| 連結純資産 | 587,222 | 631,739 | 608,021 | 30,889 | 30,804 | 31,524 |
| 連結総資産 | 1,431,309 | 1,501,074 | 1,480,067 | 46,824 | 47,883 | 53,229 |
| 1株当たり連結純資産(円) | 2,574.82 | 2,829.50 | 2,761.91 | 76.57 | 76.36 | 78.10 |
| 連結売上高 | 1,328,526 | 1,482,909 | 1,338,987 | 44,742 | 49,213 | 47,866 |
| 連結営業利益 | 103,491 | 93,427 | 71,636 | 1,720 | 1,504 | 1,881 |
| 連結経常利益 | 110,205 | 102,972 | 65,517 | 1,761 | 1,528 | 1,691 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 71,585 | 76,115 | 37,944 | 1,051 | 860 | 688 |
| 1株当たり連結当期純利益(円) | 358.38 | 385.60 | 194.94 | 2.89 | 2.13 | 1.71 |
| 1株当たり配当金(円) | 90.00 | 100.00 | 100.00 | - | - | - |

(注1) 三井化学においては、2020年4月1日付で橋本修が代表取締役社長に就任しております。

(注2) 三井化学は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、2018年3月期の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり情報を算定しております。

(注3) 持株比率については、自己株式を除く発行済株式総数に基づいて計算しております。

(2) 本合併の当事会社の概要（2020年3月31日時点）

| | 吸収合併存続会社 | 吸収合併消滅会社 |
|---------|-----------------|--------------------|
| (1) 名称 | 三井化学株式会社 | 株式会社エムシーインベストメント01 |
| (2) 所在地 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号 |

| | | |
|------------------------|----------------------------------|---------------|
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 淡輪 敏 | 代表取締役 下郡 孝義 |
| (4) 事業内容 | 化学製品の製造、加工及び販売並びにそれに附帯関連する業務等 | 有価証券を保有すること |
| (5) 資本金 | 125,298百万円 | 10百万円 |
| (6) 設立年月日 | 1955年7月1日 | 2017年11月1日 |
| (7) 発行済株式数 | 204,580,115株 | 500,000,000株 |
| (8) 決算期 | 3月31日 | 3月31日 |
| (9) 大株主及び持株比率 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 9.37% | 三井化学株式会社 100% |
| | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 9.07% | |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 2.66% | |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7) 2.29% | |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 1.89% | |
| (10) 直近事業年度の財政状態及び経営成績 | (単位：百万円) | |
| 決算期 | 2020年3月期(連結) | 2020年3月期(単体) |
| 純資産 | 608,021 | 371 |
| 総資産 | 1,480,067 | 30,699 |
| 1株当たり純資産(円) | 2,761.91 | 0.74 |
| 売上高 | 1,338,987 | 0 |
| 営業利益 | 71,636 | △6 |
| 経常利益 | 65,517 | △75 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 37,944 | △58 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 194.94 | △0.12 |

7. 本株式交換後及び本合併後の完全親会社の状況

| | 株式交換完全親会社 |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 名称 | 三井化学株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 橋本 修 |
| (4) 事業内容 | 化学製品の製造、加工及び販売並びにそれに附帯関連する業務等 |
| (5) 資本金 | 125,298百万円 |
| (6) 決算期 | 3月31日 |

| | |
|-----------|-----------------|
| (7) 純 資 産 | 現時点では確定しておりません。 |
| (8) 総 資 産 | 現時点では確定しておりません。 |

8. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

9. 今後の見通し

アークは、既に三井化学の連結子会社であり、本株式交換による三井化学及びアークの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

また、本合併は完全子会社との合併であり、三井化学の業績への影響は軽微であります。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換は、三井化学が既にアークの発行済株式数（409,770,388 株）から自己株式数（4,743,867 株）を減じた株式数の 74.40%に相当する 301,326,396 株の普通株式を保有（2020 年 3 月 31 日現在）している支配株主であることから、アークにとって支配株主との取引等に該当いたします。アークが 2019 年 6 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。）においては「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、三井化学との取引については、市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的に価格を決定し、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応する方針である旨を記載しております。本株式交換について、アークは、上記 3. (4) 「公正性を担保するための措置」及び上記 3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記 10. (1) 「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、アークにとって支配株主との取引等に該当することから、アークは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、アークはその取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに上記 3. (4) の「公正性を担保するための措置」並びに上記 3. (5) の「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

アークは、上記 3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引に係る

アークの意思決定に慎重を期し、また、アーク取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本取引を行う旨の決定をすることがアークの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本特別委員会を設置し、本諮問事項について諮問いたしました。

その結果、アークは、本特別委員会からは、2020年5月13日付で、大要以下のとおりの本答申書を受領いたしました。

① 本取引の目的の正当性について

自動車産業全体がCASE等により急速かつ抜本的な大きな変革期を迎える中、生産性及び安全性の向上や軽量化・コストダウンに資する次世代素材等の需要が更に高まり、またワンストップで、付加価値の高いソリューションを提案する重要性が高まっており、アーク及び三井化学が連携を強化することにより、(i)三井化学グループの知見やノウハウの活用による市場環境の変化に合わせた柔軟なソリューション提案力の一層の強化、(ii)三井化学グループの技術等の活用による新たな競争力ある製品の開発、(iii)三井化学グループの顧客基盤の利用による販路拡大及び三井化学との共同アプローチによる事業拡大並びに新規事業創出等、(iv)人材交流を通じた、企業文化・ノウハウの共有化、付加価値の高いソリューション提案及びグローバル事業に必要な幅広い人材等の育成強化、(v)長期的な視点に基づく国内外における積極的かつ効率的な投資実行、投資管理その他の事業運営、(vi)上場維持コストの解消も期待できる。

アーク及び三井化学が完全親子会社関係となることによって、グループ一体としての統一的な事業運営方針をより高い次元で反映し、迅速な意思決定ができる体制が構築されることで、これらの施策を早期かつ確実に実行することが可能となる。

さらに、現時点では上場廃止、完全子会社化に伴うデメリットは特段想定されていない。

以上を踏まえると、本取引はアークの企業価値の向上を目的としたものであり、本取引の目的は正当であると認められる。

② 本取引に係る交渉過程の手続の公正性

(a) 独立した外部専門家からの助言等の取得

本取引を検討するに際して、三井化学からの独立した、ファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言等を受けながら、本株式交換比率を含む本取引の条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性等について慎重に検討及び協議を行っている。

(b) 三井化学との間の協議・交渉

本取引についての三井化学との交渉に関連して、(I)本特別委員会における協議結果を踏まえつつ、現金対価による完全子会社化手続の実施等を含め、選択される取引ストラクチャーによって少数株主が不利益を受けることがないよう配慮し、三井化学との間で繰り返し交渉を行っている。

また、(II)三井化学から提案された株式交換比率案について、少しでも有利な条件を引き出すことを目的として、本特別委員会が自ら三井化学との直接交渉すること

も含め、株式交換比率の上乗せを繰り返し真摯に交渉している。

そして、上記一連の交渉の結果、株式交換比率の引上げに成功している。

以上の事実を踏まえれば、本特別委員会が実質的に関与したうえで、アークにおいて少数株主にとってできる限り有利な条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力を行っていると言え、三井化学との間で独立当事者間取引と同視し得る交渉が行われていたと認められる。

(c) 本取引の交渉過程等における三井化学関係者の不関与

三井化学の役職を兼任している取締役は、利益相反を回避する観点から、アークの立場で本取引に関する協議、検討及び交渉に一切参加していない。

その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、アーク側に三井化学関係者が影響を与えたことを推認させる事実は特段認められない。

以上のアークの説明等を前提とすれば、三井化学より直接又は間接にアーク側に影響が与えられることがないよう配慮して本取引に関する検討体制が構築されていたと認められる。

(d) 小括

以上の点を踏まえれば、本取引の交渉過程の手続は公正であると認められる。

③ 本取引によりアークの少数株主に交付される対価の妥当性

(a) アーク事業計画について

アークが本取引に際して作成した事業計画の具体的な作成方法や内容の詳細について、本特別委員会において、アークより説明を受け、質疑応答を行っており、それらについて、不合理な点は認められない。

(b) 三井化学事業計画について

三井化学の事業計画に関連して、(i)三井化学の財務面及び税務面については AGS が、法務面については TMI 総合法律事務所が、それぞれデュー・ディリジェンスを実施し、三井化学の企業価値に重大な悪影響を及ぼすような事象がないことをそれぞれ確認しており、(ii) 新型コロナ・ウィルスの影響や想定為替レート等、アーク事業計画との間で重要な点で前提条件に差異がないことを三菱UFJモルガン・スタンレー証券経由で説明を受ける等しており、それらについて、不合理な点は認められない。

(c) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの株式交換比率算定書の取得及び対価の妥当性

アークが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式交換比率算定書によれば、三井化学株式の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は、市場株価分析 0.0369～0.0442、類似企業比較分析 0.0227～0.0369、DCF 分析 0.0314～0.0594 とされるところ、本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、かかる本株式交換比率の算定の前提となる三井化学及びアークの株式価値評価に用いられた算定方法等について、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上でその内容を検討したが、本株式交換比率の算定の方法及び結果において特に不合理な点は認められない。(i) 本株式交換比率は、三菱UFJモルガン・ス

タンレー証券が算定した本源的価値を示すとされるDCF分析での株式交換比率のレンジの中点よりも有利な水準であり、(ii)本株式交換比率は、2020年5月13日以前3か月平均ベースと比較して35.2%、同日以前6か月平均ベースだと38.7%のプレミアムが付与されており、近年の株式交換事例におけるプレミアムの平均値と比較しても十分なプレミアム水準と考えられる。

(d) 交渉過程の手続の公正性

上記②のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換比率を含む本取引の取引条件についても、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると言える。

(e) 小括

以上を踏まえると、本取引によりアークの少数株主に交付される対価は妥当であると認められる。

- ④ 上記①乃至③その他の事項を前提に、本特別委員会において、慎重に検討した結果、本取引はアークの少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

以上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

三井化学の当期連結業績予想及び前期連結実績

(単位：百万円)

| | 売上収益 | コア営業利益 ※1 | 連結営業利益 | 親会社の所有者に帰属する当期利益 |
|------------------------|-----------|--------------|--------|------------------|
| 当期業績予想※2 (2021年3月期) | 1,145,000 | 35,000 | 37,000 | 20,000 |
| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
| 前期実績 (2020年3月期) | 1,338,987 | 71,636 | 65,517 | 37,944 |

※1 コア営業利益は、営業利益から非経常的な要因により発生した損益を除いて算出しております。

※2 三井化学は2021年3月期より国際財務報告基準(IFRS)を任意適用することを決定しており、「当期業績予想」はIFRSに基づいた予想値となっております。

アークの前期連結実績

(単位：百万円)

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
|--------------------|--------|--------|--------|-----------------|
| 前期実績 (2020年3月期) | 47,866 | 1,881 | 1,691 | 688 |